

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）定款第28条の規定に基づき、役員報酬等の総額及び支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 本会の理事及び監事は無報酬とする。ただし、正会員以外の者から選任された監事に対しては、年間の報酬総額20万円を上限として、総会、理事会、監査及びその他必要とする会議等に出席した日数に応じて報酬を支払う。

2 一日当たりの報酬額は2万円とし、通貨をもって本人に支給する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会の設立の登記の日から施行する。